

福岡県医発第179号(地)
平成20年 4月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

介護サービス情報の公表制度に係る手数料の改正について

標題について、国の『「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針』が改正されたことにより、本県においても手数料の額を見直すこととし、平成20年2月の福岡県議会で関係条例の改正議案が議決されました。

つきましては、下記のとおり平成20年4月1日から適用される旨、福岡県保健医療福祉部介護保険課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 手数料の額の改正

改正項目	現 行	⇒	改 正
調査手数料	48,000円	⇒	31,000円
公表手数料	12,000円	⇒	9,000円
計	60,000円	⇒	40,000円

2. その他

事業者が同一所在地で同じ種類の介護サービスと予防サービス等を実施している場合は、両サービスをまとめて、一体的に報告・調査・公表とすることから、予防サービス等に係る手数料は、別に徴収しません。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
廣瀬真恵
会長 丸山 泉



19介第6067号
平成20年3月31日

関係団体代表者 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長



介護サービス情報の公表制度に係る手数料の改正について

日頃から本県の介護保険事業の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、介護サービス情報の公表制度が始まり、2年が経過しようとしているところですが、この間、調査事務や情報公表事務の効率化が相当進んでまいりました。

また、国において『「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針』も改正されたところです。

このようなことから、この間の実績等を踏まえ、手数料の額を見直すこととし、これに係る関係条例の改正議案が平成20年2月福岡県議会で議決され、下記のとおり平成20年4月1日から適用することとなりましたのでお知らせします。

なお、調査方法等の公表制度の見直しについては、国に要望しております。

今後とも、介護サービス情報の公表制度の普及に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 手数料の額の改正

改正項目	現 行	→	改 正
調査手数料	48,000円	→	31,000円
公表手数料	12,000円	→	9,000円
計	60,000円	→	40,000円

2 その他

事業者が同一所在地で同じ類型の介護サービスと予防サービス等を実施している場合は、両サービスをまとめて、一体的に報告・調査・公表とすることから、予防サービス等に係る手数料は、別に徴収しません。

各回

